

(別 表)(第8条関係)

民間共同住宅の水道料金等の算定基準

住宅 種別	子メータの点検			水量算出方法及び水道料金等の算定基準
	住宅部分	散水栓 等部分	店舗等 部分	
住宅	有	無		○住宅部分…子メータごとに算定 ○共同設備部分…親メータ水量－（住宅部分水量＋基礎引き上げ水量） ＝共同設備部分として算定する。（※1） 料金等の算定は、戸数計算で行う。 （要綱第8条第3号を適用）
	有	有		○住宅部分…子メータごとに算定 ○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。（※2） ○差水量…親メータ水量－（住宅部分水量＋散水栓等部分水量） ＝差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金＝97円×差水量×消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料＝61円×差水量×消費税及び地方消費税相当率 （それぞれ端数切捨て）として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。 （要綱第8条第5号、第6号及び第7号を適用）
店 舗 付 共 同 住 宅	有	無	無	○住宅部分…子メータごとに算定 ○店舗等部分及び共同設備部分 …親メータ水量－住宅部分水量＝店舗等部分及び共同設備部分 の使用水量として算定する。 料金等の算定は、大阪市水道事業給水条例第26条第1項に基づき行う。 （要綱第8条第4号を適用）
	有	有	無	○住宅部分…子メータごとに算定 ○店舗等部分…親メータ水量－住宅部分水量－散水栓等部分水量 ＝店舗等部分の使用水量として算定する。 ○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。（※2） （要綱第8条第2号本文及び第5号を適用）
	有	無	有	○住宅部分…子メータごとに算定 ○店舗等部分…子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算 定する。 ○共同設備部分…（親メータ水量－店舗等部分水量）－（住宅部分水量 ＋基礎引き上げ水量） ＝共同設備部分として算定する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。（※1） （要綱第8条第2号ただし書及び第3号を適用）
	有	有	有	○住宅部分…子メータごとに算定 ○店舗等部分…子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算 定する。 ○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。（※2） ○差水量…親メータ水量－（住宅部分水量＋散水栓等部分水量＋店舗等部分 水量）＝差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金＝97円×差水量×消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料＝61円×差水量×消費税及び地方消費税相当率 （それぞれ端数切捨て）として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。 （要綱第8条第2号ただし書、第5号、第6号及び第7号を適用）

- 1 「住宅部分水量＋基礎引き上げ水量」が基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。
- 2 [住宅部分水量＋散水栓等部分水量]－住宅部分水量（基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。）